

平成 30 年 10 月 3 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
地域保健担当理事 花岡 正人
宮下 明

平成 30 年北海道胆振東部地震に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事 高井 昌彦

平成 30 年北海道胆振東部地震に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室より各都道府県介護保険担当主管部あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介して別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関係医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>
→ 会員専用ページ → お知らせ (介護保険関係) 〉

お問い合わせ先
地域医療企画課 担当：岩田
横浜市中区富士見町 3-1
TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464
E-mail g-iwata@kanagawa.med.or.jp

(介 116)

平成 30 年 9 月 7 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦

平成 30 年北海道胆振東部地震に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて

平成 30 年北海道胆振東部地震に係る介護報酬等（介護予防・日常生活支援総合事業の第 1 号事業支給費を含む。）の請求等の事務につきまして、厚生労働省よりその取扱いに関する事務連絡が発出されました。

まず、平成 30 年 8 月サービス提供分に係る介護報酬等の請求につきましては、今回の地震による被災によりサービス提供記録等を滅失又は棄損した場合、あるいは地震発生直後における介護サービス提供内容については十分に把握することが困難である場合、概算による請求を行うことができるものとされております。

概算による請求を選択する介護サービス事業所等については、やむを得ない事情がある場合を除き、本年 9 月 14 日までに概算による請求を選択する旨、添付の別紙様式にて事業所が所在する国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に届け出を行い、提出期限の遅れたものについては、翌月以降に提出することとなります。

概算請求で支払われる介護報酬等の算出方法といたしましては、原則として平成 30 年 5 月サービス提供分から平成 30 年 7 月サービス提供分までの介護報酬支払実績により算出することになり、具体的には下記のとおり算出することとなります。

・平成 30 年 8 月介護サービス提供分

平成 30 年 5 月～平成 30 年 7 月の介護報酬等支払額

× 31

92※



※平成30年5月以降に新たに指定を受けて事業を開始した場合には、開始した日から平成30年7月31日までの合計日数。その場合、別紙にその旨の記載をすること。

なお、概算請求に関するその他の事項については、添付の事務連絡の「1 平成30年8月サービス提供分に係る介護報酬等の請求について」および「2 概算請求を行う場合の取扱いについて」に記載されております。

また、添付の事務連絡の「3 その他の通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて」では、本年8月サービス提供分の報酬を、概算請求ではなく通常の方法による請求を行う際、請求明細書の提出期限については、災害救助法適用地域に所在する介護サービス事業所等に関し、通常の平成30年9月10日までではなく、平成30年9月14日とする旨や、被保険者証等を提示せずにサービスを利用した方に係る請求手順等が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、郡市区医師会及び会員へご周知賜りたくよろしくお願い申し上げます。